

kokyoso tsushin 2020

高教組通信 No.1

2020年10月16日
兵庫高教組書記局URL: <http://www.hyogo-kokyoso.com> E-mail: honbu@hyogo-kokyoso.com

日本学術会議会員任命拒否問題を考える

脅かされる「学問の自由」 加速化させられる政府への「忖度」

首相が、理由を示さずに、推薦された6名の任命を拒否

2020年10月1日、菅義偉首相が、学術会議から推薦された6名を除外して会員の任命をしたことが判明し、学術会議は、その理由説明と除外した6名を任命することを要望しました。

政府は、「法律に基づき任命」「総合的、俯瞰的活動を確保する観点から判断した」と弁明していますが、なぜその6人が任命できないのか、具体的理由は示していません。

学術会議法では「推薦に基づき首相が任命する」と規定

任命拒否は明らかに違法

日本学術会議法 17 条で「日本学術会議は、優れた研究または業績がある科学者のうちから会員の候補者を選考し、内閣総理大臣に推薦する」とされており、7条2項で「会員は、学術会議の推薦に基づき首相が任命する」とされています。この「基づき」という言葉は、よほどの理由がなければ、その通りに任命するというものです。1983年の同法改正の国会審議で、中曽根康弘首相は「首相による任命は形式的だから、学問の自由は守られる」と答弁をしています。ですから、日本学術会議法と国会審議の経緯を無視して、首相が恣意的に任命拒否することは違法で許されないのです。

何が問題か=独立性の否定=「学問の自由」侵害=憲法違反

戦前、科学者たちは、滝川事件や天皇機関説事件などで「学問の自由」や「言論・表現の自由」が奪われ、ついには戦争中に原爆開発等軍事に協力させられました。その反省の上に立って、憲法で「学問の自由」「言論・表現の自由」が規定されました。そして、日本学術会議も、科学者たちが政府から独立した立場で、その研究成果や科学的知見に基づいて、政策提言などを行う組織として出発しました。政治権力から独立・自律しておかないと、多様性が担保されず、科学的な立場からの、また中長期的観点からの政策提言（課題によっては政策批判になることもありうる）ができなくなってしまう、ひいては科学的知

見に基づかない政策実行によって国民生活の向上が妨げられることにつながります。こうした理由から、学術会議法 3 条は、学術会議が「独立して」その職務を行うとしており、政府からの独立性を尊重すべき旨も明確にしているのです。

「推薦通り任命する義務なし」などと、内閣の恣意的な「法解釈変更＝立法行為」で会員人事に介入することは、法律で保障された学術会議の独立性・自律性を侵害する違法行為です。また、「優れた研究または業績がある科学者」として会員に推薦された科学者の研究や業績を政治が否定的に判断しては名誉毀損にもなりますし、何より憲法に保障された「学問の自由」を侵害する行為です。時の政府に都合のいい御用学者だけが会員の学術会議なら、国民にとっての存在意義はないと言っても過言ではないのではないのでしょうか。

他人事ではない拒否問題=他の自由侵害につながることに

権力行使は、憲法や法律に従って行うという、国民が納得できる遵法性が不可欠です。しかし、その権力行使の違法性を指摘されても具体的理由の説明を求められても、馬耳東風とばかりスルーして任命拒否を正当化しようとするわけですから、このようなことを容認すれば、今後はどんなに理不尽で違法なことでもまかり通ることになってしまいます。つまり権力によって人権侵害が易々で行われる恐ろしい社会になります。決して他人事ではなく、学術会議や任命拒否された6人だけの問題ではありません。ですから、普段は声明などほとんど出さない理系の学会も危機感を覚え、今回は続々と懸念表明や任命要求を出しています。つじつまの合わない言い訳や、学術会議を行革対象にするといった恫喝や論点ずらしに惑わされず、今こそ、首相は任命拒否を撤回して任命すべき、と国民が声をあげるときではないのでしょうか。児童生徒に対して、科学の成果と真理に基づいた教育をしたいと願っている教職員にとっても、対岸の火事ではありません。今後、戦前・戦中に吹き荒れた皇国史観教育のような非科学的な教育が押しつけられない保障はないのです。無理が通り道理が引込まない社会にしてはなりません。

拒否理由を説明しない意図=萎縮や忖度の加速化

政府は、あれこれ弁明していますが、肝心の任命拒否の具体的理由をいまだに明らかにしていません。それは、本当の理由（政権に批判的だから）を言う「学問の自由」を侵害していることが明白になってしまうからですが、もう一つ大きな理由があります。それは、人々に拒否理由をあれこれ憶測させ、自発的に萎縮や政府への忖度を加速化させることです。政府に不都合なことは研究テーマにしないでおこうとか、「安保法制は違憲だ」などという発言は控えておかないと大学の人事・予算面や何かの認可等で報復されるのではないか、というような考えの科学者や国民が増加する効果を期待しているのです。そのような精神的奴隷状態が蔓延するところに、「学問の自由」や社会の健全な発達が存在すると言えるのでしょうか。1億総「忖度」社会にさせてはならないのです。

任命拒否を撤回し、直ちに6名の任命を

天動説をとる教会による宗教裁判で屈服を迫られたガリレオの地動説の例をひくまでもなく、権力が「学問の自由」を抑圧するとき、国民生活の向上が望めなくなることは歴史が証明しています。菅首相は、任命拒否を撤回し、直ちに6名を会員として任命すべきです。